

# 兼務役員雇用実態証明書に必要な書類

法人の取締役・監査役・理事等は、原則として雇用保険被保険者となりません。ただし、取締役・監査役・理事等であっても、同時に部長・支店長等の従業員としての身分を有している場合に、その者の就業実態・就業規則の適用状況等から総合的に判断して、労働的性格が強く雇用関係があると認められる場合に限り、被保険者となることがあります。

この場合は、資格取得のときに雇用保険被保険者資格取得届と兼務役員雇用実態証明書および下記の確認資料を併せて提出してください。  
(既に被保険者資格取得中の場合は、取締役等に就任後、速やかに提出してください。)

※ 次の確認資料は、全てコピーで提出してください。

- 登記簿謄本  
(履歴事項全部証明書) … 役員就任時のもの
- 役員報酬規程 … … … 規定がない場合は、給与および役員報酬の決定文書
- 定 款 … … … 業務執行権、指揮命令権等業務権限の確認
- 就業規則・給与規定 … 10人未満規模の事業所で作成していない場合は不要
- 雇用契約書等 … … … 労働条件が確認できる書類
- 賃金台帳 … … … 就任前後概ね2ヶ月分（前1ヶ月、後1ヶ月）
- 出勤簿(タイムカード) … 就任前後概ね2ヶ月分（前1ヶ月、後1ヶ月）
- 労働者名簿 … … … 社員名簿、人事記録カード等(労働基準法第107条)
- 人事組織図 … … … 役員就任時のもの
- 議 事 錄 … … … 役員就任時の株主総会・取締役会等のもの
- その他 … … 【】

☆ 確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

※ 次の確認資料は、全て原本を提示または提出ください。

- 適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)
- 兼務役員雇用実態証明書
- 入社と同時に役員に就任した場合⇒雇用保険被保険者資格取得届
- 取得済の従業員が役員に就任した場合⇒
  - ・資格取得等確認通知書(事業主通知用)
  - ・資格喪失届(様式第4号)

お問い合わせは…



ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)

雇用保険得喪課

〒112-8577 東京都文京区後楽1-9-20 4階

電話：03-3812-8609(代)(部門コード22#)

FAX：03-3812-6138